

消防用設備の点検と報告について

消防用設備等は、いついかなる場合に火災が発生しても確実に作動するように、日ごろからの維持管理が重要です。

このため、消防法では、消防用設備等の点検・報告ばかりではなく、整備を含め適正な維持管理を防火対象物の関係者に義務づけています。

点検・報告をしなければならない人



点検から報告まで(点検・報告制度の概要)関係者のためのチェックポイント

ポイント① 点検をする人

〔消防設備士又は消防用設備点検資格者が行う点検〕

- ・ 延べ面積1,000平方メートル以上の防火対象物
- ・ 特定用途(遊技場、飲食店、病院・旅館、スーパーなど)が3階以上の階又は地下にある場合で、地上に直通する屋内階段が1つの防火対象物

〔上記以外の防火対象物〕

防火管理者などの関係者が行うこともできますが、確実な点検を行うために消防設備士又は消防設備点検資格者に行わせることが望まれます。

ポイント② 点検の内容と期間

〔機器点検(6ヶ月に1回以上)〕

消防用設備等の適正な配置、損傷の有無などを外観から点検します。また、その機能について、外観又は簡易的な操作により判別できる事項を確認します。

〔総合点検(1年に1回以上)〕

消防用設備等の全部若しくは一部を作動又は使用することにより、総合的な機能を確認します。

ポイント③ 改修・不備

不良箇所があった場合は、すみやかに改修や整備をしなければなりません。(改修や整備は、消防設備士でなければできません)

ポイント④ 点検結果の報告とその期間

関係者は点検結果を、定められた期間ごとに、消防長又は消防署長に報告しなければなりません。
報告期間は、防火対象物の用途などに応じて定められています。

〔1年に1回〕 特定防火対象物 …… 飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院など

〔3年に1回〕 非特定防火対象物 …… 共同住宅、学校、工場、倉庫、事務所など

点検の流れ

事前に

- ・点検実施者と日時、手順などを打ち合わせます。
- ・建物内の人々や利用する人たちに点検の実施予定を知らせます。



点検時に

- ・点検実施者が点検に必要な器具や資格を所持しているかを確認します。
- ・必ず立ち会って定められた点検基準・点検要領に従って、適正な点検が行われているかを確認します。



終了時に

- ・消防用設備等・特殊消防用設備等が元の状態に復元されていることを確認します。
- ・不良個所があった場合は、すみやかに改修します。
- ・点検済票(ラベル)が貼付されていることを確認します。
- ・点検票等は、維持台帳に綴じて保存します。保存期間は3年です。



※ その他詳細は下記へ問い合わせください。

問い合わせ先

粕屋北部消防署 予防課指導係

電話 092-944-0021

悪質な業者に注意しましょう!